

令和5年第1回五城目町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和5年3月30日（木）午前10時開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第27号 物品売買変更契約の締結について

・令和4年度 社会資本整備総合交付金事業

除雪ホイールローダ購入

日程第4 総務産業常任委員長報告

3 閉会

令和5年五城目町議会第1回臨時会会議録

令和5年3月30日午前10時00分五城目町議会第1回臨時会を五城目町役場議場に召集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
9番 斎藤晋	10番 石井光雅
11番 伊藤正春	12番 佐藤重信
13番 荒川正己	14番 舘岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

8番 畑澤洋子

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	齊藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年3月30日招集の令和5年第1回五城目町議会臨時会を開会の上、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。12番佐藤重信議員、13番荒川正己議員の両名を指名いたします。

本臨時会の会期日程等について、議会運営委員長より報告を求めます。7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和5年3月30日招集の令和5年第1回五城目町議会臨時会の運営について協議のため、本日午前9時より議会運営委員会室において会議を開いております。その経過と結果について報告をいたします。

はじめに、開会前に町長より発言を求められたことから、これを許可し、先ほどと同様の発言を受けていることを報告いたします。

次に、会議の経過と結果についてであります。

出席委員は6名の全員であります。参与には議会正副議長、当局からは武田副町長、伊藤総務課長、小玉総務課課長補佐、書記には東海林議会事務局長を指名し、会議に入りました。

付議事件は1件であり、会期日程については、本日1日限りといたしました。

なお、武田副町長からは、議案第27号の契約期間について、3月23日に相手方より連絡があり、24日に告示した場合、年度内に臨時会を招集でき、契約変更が可能であるとの判断から、このたびの臨時会開催に至ったとの経緯の説明とお詫びの言葉がありました。

この後、議案上程で議案第27号を説明、質疑、総務産業常任委員会付託となります。総務産業常任委員会終了後、本会議を再開し、総務産業常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、閉会となります。

会期日程については以上であります。新型コロナウイルス感染症防止対策については、3月定例会と同様の対応といたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 大変元気のいい委員長報告、素晴らしかったわけですが、議会運営委員会に町長が出席されて先ほどと同じ話をされたら、こういうことでございました。町長の話の中で、29日の臨時議会を予定しておったというような話、ちらっとしたような感じがいたします。それらについての釈明的なこと、町長が言われたわけですが、同じことを議運の中でも、29日の件についてはどうであったか、それちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（石川交三君） 7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 先ほどの報告の中には29日というのが私の言葉にはなかったんですけど、委員会の中では町長からありました。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 今、委員長、私のすぐそばでいるんだけど、最後のほうの言葉がちょっと聞きづらくて、29日の臨時議会云々って言われた町長の言葉はそういうふうに言って、それについての釈明があったような感じがしますが、議会運営委員会の中で町長が29日臨時議会ということについてのお話があったかどうかを伺ってるわけですので、ひとつよろしく、その辺をちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） ですから、29日、当初は開催の予定だったのできなかったというその釈明がございました。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） これは委員長に対して伺ってもどうしようもないことかもしれませんが、議長はご存じだと思うんですけども、29日にやっぱり臨時議会をやる予定であったんですか。我々何にも聞いてないんですけども、それらが29日やるっていうことを言ったってということは、そういうことになってあったの。誰も知らない。我々何にも知らない。委員会以外の人は何にも知らないわけですし、町長と議長が29日臨時議会やることになっておったんですか。今、今日初めて我々は29日の件を伺ったわけですので、どうもだから今の話の中でも議運の委員長も29日の臨時議会についてご存

じなかったのではないかなと、こういうように思います。それも29日について釈明したということでしたので、あれ、じゃあもともと29日を予定してあったのかなと、こういうふうに思わざるを得ないんですけど、その辺どうですか。

○議長（石川交三君） 7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 議会の3役に当初はその29日という話がありました。それが結局できなかったということでの釈明です。

以上です。

○議長（石川交三君） 本臨時会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第27号、物品売買変更契約の締結について、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪ホイールローダ購入を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） はじめに、このたび混乱を生じさせたことを深くお詫び申し上げます。

議案第27号、物品売買変更契約の締結について、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪ホイールローダ購入、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年7月6日に議会の議決を得た令和4年度社会資本整備総合交付金事業 除雪ホイールローダ購入において、納入期限に変更が生じたことにより購入の変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

変更理由として、社会情勢により全国的に資材等の調達難が続いたため、納入期限を延長するものであります。

変更契約の内容は、納入期限「令和5年3月31日」を「令和5年9月29日」の変更するものであります。

契約の相手方は、秋田県秋田市川尻町字大川反233番地90 日本キャタピラー合同会社 秋田営業所 所長 三浦聡であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(石川交三君) 13番荒川議員

○13番(荒川正己君) 質疑にすると質疑の回数に関係であれですが、今、副町長が議事を混乱させたと、何の意味で言ったのかよく分かんないんですけども、ちょっと説明をお願いします。

(「議案上程の時に、混乱させたって、何、何のこと」の声あり)

○議長(石川交三君) 武田副町長

○副町長(武田和栄君) 冒頭申し上げましたのは、年度末、忙しい中、そして先ほど町長がお話したように、いろいろ開会を巡って二転三転させてしまったという混乱の状況に申し訳ございませんでしたと。

(「議案上程の内容が混乱させたみたいじゃない」の声あり)

○副町長(武田和栄君) 全体的に。

(「だからそこがわからない」の声あり)

○副町長(武田和栄君) すみません。はい。総合的に混乱を招いてしまったという意味です。

以上です。

○議長(石川交三君) 13番荒川議員

○13番(荒川正己君) 今度は質疑です。

今回のこのローダの購入契約っていうのは、去年の7月の臨時議会だったんですかね、これね確か。その時も納期が3月31日っていうことで、まあ除雪終わってからだ。でもそれしかできないから3月っていうこと。でも、今日何日です。3月30日でしょう。で、納期が3月31日と。先ほど運営委員長に本当は聞かなきゃいけなかったんですけど、23日に単なる納入業者一業者から申し出を受けて、五城目のこの議会開かれてるわけですよ。だから私これを混乱と言った。これも混乱でしょう。たった一業者のために。これは町の都合で納期を変えたわけじゃなくて、向こうから申し出があったと。3月31日納期のものを3月23日に納められませんって、普通こういう取引ありますか。今まで聞いたことないですよ。大体年度末に、23日に申し出やって、議会が間に合うから、これを契約変更するっていうことは相手の契約違反を認めることになりますよね。このことを町民に責任とれますか。たった一社の仕事ができないっていうこ

とで議会を開くと。もっと大事なことがあったんじゃないですか。たぶん年度末でいるんなやつを決裁すると。町長の専決処分、明日でかなりするはずですよ。明日専決処分するやつ今日して議会にかければ時間かかると。明日専決処分やると。

それで、この納期契約を町としてはなぜ認めなければいけないのか。普通であれば、もう数か月前、このロード、一日二日でできるわけじゃないわけですよ。数週間か数か月か、受注の計画によって7月に契約したわけですから、もう何か月です、計算悪いけども半年以上は、9か月はたってるわけですよ。これを今、明日の契約、今日変更するって、こんな、町民にとってじゃなくてこの会社にとって都合いい契約変更って大体出すっていうこと自体、これこそ混乱だと思いますよ。普通って、まずおかしいな。議会が開かれるってそんな都合いいこと普通ありますか。これ、23日まで契約変更申し込まれれば議会開きますって、向こうの業者へ約束したわけですか。約束したかどうか、知らせてもらえればあれですけどもね。普通は契約変更できないっていう返事をするのが普通じゃないですか。契約変更すればペナルティーが生じると。それを避けるために、町が議会を開いて契約変更して相手のペナルティーを消すと。おかしくないですか。税金だってみんな納期に納めると。納期遅れればそれぞれペナルティーを受けると。それが当然町でやってることでしょう。

ちょっと準備不足で突然の質疑であれですけども、まず今回これに至った訳と、どうしても議会をその会社のために開かなければならなくなった訳、それから、このまま契約を変更しなければ相手にどのようなペナルティーを課すのか、それについてお答えをお願いします。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 13番荒川議員にお答えいたします。

まず、建設課の契約案件についての内容については、契約書の中の第7条、納入期限の延長という項目がありまして、第1項第1号の、契約の相手方が天災その他不可抗力による理由によりまして納入期限内に契約を履行することができない時は、遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内にその延長を求めなければならないと定められております。また、これに加わって履行遅滞という部分でありますけども、これについてのペナルティーは、この第1項第1号には該当しておりません。契約の相手方が自分の責に帰する理由により納入期限内に契約を履行することができない時、こちらにつきましてはペナルティー条項が加えられております。

なお、令和5年3月23日付けにて契約の相手方より、社会情勢のあおりを受け、資材入手先からの明確な回答を得ることができないため納期の延長願いが提出されたことにより、今回の変更契約締結議案を上程させていただいております。

建設課の案件につきまして答弁できるのはここまでであります。

(「不可抗力というやつ説明しなければいけないよ」の声あり)

○建設課長(猿田弘巳君) その不可抗力というのは、この資材入手先からの明確な回答を得ることができなかったという内容になります。

以上であります。

○議長(石川交三君) 14番館岡議員

(「まだ。まだおいの答えねえもの。議会間に合わね場合聞いたべ」の声あり)

○議長(石川交三君) ああ、それは。

(「契約変更を議会が変更認めない場合どうする。今回議会が間に合ったがらいいけど、議会に間に合わねえでなった場合はどうなるか。答えれよ。普通だば議会間に合わねえべ」の声あり)

○議長(石川交三君) 当局側、答弁者は。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

.....
午前10時28分 再開

○議長(石川交三君) 再開いたします。

執行部側の答弁を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 大変混乱させてしまって申し訳ございません。

議会に議決を要する変更契約について、年度末の開会に大変申し訳なく思っております。納入期日が決まらないまま今日に至ってしまったということ、大変配慮に欠けてあったことをまずもって申し訳なく思っております。どうしても議会の議決を要する議案でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長(石川交三君) ほかに。9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） これだけ重要な契約だとすれば、23日に話があつてということでしたけども、その通知があつたというその文書があるはずです。その23日付けの文書、それを提示願いたいと思います。ということは、荒川議員がおっしゃつたとおり、こういう契約案件っていうのはもっと前に分かっているはずで、ですから事前の通知として必ずそういう文書が残っているはずで、これがぎりぎりの23日に来るといふそれ自体がおかしいといふ、そういうふうになります。社会通念上、こういう契約はないと思いますし、ペナルティー対象になり得る案件だと思います。その文書について、提示をお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員、全議員に配付でよろしいですか。

○9番（斎藤晋君） はい。

○議長（石川交三君） 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） まずこの文書は確認いたしました、これに至るまでの経緯について担当者といろいろあつたと思います。こういうぎりぎりのやつで、この文書を見ると、納入期限の延長を申請いたします。いたしますっていうことは、お願いでもない。自分の会社は悪くないといふ、そういう一方的なものであるにもかかわらず、それをこう許したその係といふか、そういう人の思いがちょっと分かりかねます。それで、こういうふうに議会を開いてまでそういうことをしなければいけないといふ、それもちょっと一般会社に勤めてた私としては納得できません。これは業者を本当に何とかする、何とかしなければいけなかった、そういう担当課ではなかったのか。

こういうぎりぎりにこういう大事な、普通の会社であれば役員会というようなものだと思いますけども、こういうのを開かなければいけないのかと。もうこれはかなり大変なことだと思います。これまでの経緯について、担当課からの説明をもっと求めたいと思います。この延長についてどのような話がいつ頃からあつたのかについて、答えていただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 斎藤議員にお答えいたします。

本件につきましては、臨時議会でご可決をいただき契約させていただいております。本来であれば除雪のシーズン前、あるいは除雪期間内に納入をしてもらいたいということを考えておりました。しかしながら、社会の状況を鑑みまして、納期を3月31日と定めて契約しております。都度都度、担当のほうでは相手方と連絡を取っておりました。しかしながら、どうしてもやっぱりその資材の入手先からは明確な回答いただくことができなかったということでもあります。

なお、3月定例会補正予算の議案上程時には議会の皆様へ説明不足並びに失念があったことを、本当に心からお詫び申し上げます。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「いつ頃から話があったのか何も答えてない」の声あり）

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 先ほども話しましたが、除雪のシーズン前から業者さんのほうには確認を取っておりました。しかしながら明確なその納期がなかなか定めることができないという回答でありました。

以上であります。

（「ぎりぎりまで投げておいたってこと」の声あり）

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） いえ、放置したということは一切ありませんで、繰越予算の議案上程時に委員会の中でも議員の方から質問されております。その時点では、年度内は厳しいだろうという答弁をいたしております。

以上であります。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第27号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

総務産業常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午前 10時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会において総務産業常任委員会に付託の事件について、委員会における審査の経過と結果について、総務産業常任委員長より報告を求めます。6番荒川滋委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 本日招集の令和5年第1回臨時会において総務産業常任委員会に付託された付議事件は、議案1件であります。

この審査のため、午前11時4分より総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は6名全員であります。参与には伊藤総務課長、猿田会計管理者、猿田建設課長、小野建設課課長補佐、書記には吉岡建設課主任を指名し、会議に入りました。

議案第27号、物品売買変更契約の締結についてであります。

この件に関しましては、昨年7月6日開催の令和4年第2回臨時会で議決した令和4年度社会資本整備総合交付金事業により、除雪ホイールローダ1台の購入について、納入期限に変更が生じたことにより変更契約を締結するため、議会に議決を求められたものであります。

契約金額は、1,921万7,000円であります。

現在の町所有の除雪ホイールローダは、平成12年の購入から23年が経過し、7年の耐用年数を大幅に超過しており、維持にかかる修理費などが多額になっており、また、部品調達が困難になってきているため新たに購入するものであり、令和4年7月6日開催の臨時会において、令和5年3月31日を納期として議決しております。その後、社会情勢の影響の長期化により納期が今年の9月29日に変更になると契約相手方から連絡があったため、今臨時会に再度議案上程したということになります。

委員から、3月定例会の委員会審査におきまして、当初3月31日であった納期が令和5年5月末の予定で繰越事業となり、納入後に納入検査を実施してからの支払いになると説明があったが、臨時会を本日開催し変更契約の締結を上程した理由と経過を問う質疑があり、当局からは、建設課長が、3月23日付けで納入期限の延長を求める願いが書面で届いた。議会の議決を経ているものなので、変更について議会の議決を経るものとして執行部と相談したと。総務課長は、3月23日に納期延長の連絡が来て、早速

24日に招集をし、30日、本日の開催を決めたという答弁がありました。

委員からは、3月定例会の補正予算で繰越を既にその時に決めています。もっと早く議案上程すべきだったのではないかという質疑には、建設課長から、本来ならば繰越明許費上程時に説明して納得してもらうべきものであった。このことに関しては、私の失念から今回の混乱に至ってしまったとお詫びの言葉がありました。総務課長からは、説明と配慮が足りなかったことを反省するという発言がありました。

3月定例会、3月10日に行われた常任委員会では、納期が5月末になるということであったが、事業の繰越が既に分かっており、もっと早い対応ができたのではないかという質疑に対して、それまで書面での正式な期日が示されてこなかったが、3月23日に正式に9月29日に延長という連絡が文書で届いたために臨時議会開会をお願いしたと。

それからまた委員から、専決処分をしなかった理由を問う質疑には、議決を経た契約であるため、契約に変更が生じた際には再度議決を経ることが必要となるという答弁がありました。

また、法人の代表者である営業所長の名前が昨年7月と今回で変更しているが、それは契約の変更条件には当てはまらないのかという質疑に対しまして、相手側の法人内部に関する事案であるため、契約の効力に変更は生じないという答弁がありました。

最後に委員から、後手後手となっていることが多くなっていると感じる。緊張感が足りないのではないか。今後このような不手際を繰り返さず、改善させるためにはどのように取り組むかという問いに対しまして、各課を横断した横の連絡、それから庁議の充実、情報共有、職員のスキルアップが必要という町からの答えでありました。

委員からは、今回のことを十分に反省し、厳しく律して、中身の伴う本物のオール行政が実現するよう強い指摘がなされました。

ほかには特に意見もなく、議案第27号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

以上、令和5年第1回臨時会において当委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についてのご報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第27号、物品売買変更契約の締結について、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪ホイールローダ購入については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案可決と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査並びに新型コロナウイルス対策等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回五城目町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 1時09分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員